

令和6年度第10回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年1月15日（水）午後3時23分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第10回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 11名
 - 1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
 - 4番 大内 将 7番 内藤 保次 8番 門馬 稔治
 - 9番 小林 孝 10番 新田 俊男 11番 大津 早苗
 - 12番 本田 儀勇 13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 2名
 - 5番 加藤 不二夫 6番 影山 忠夫
- 4 推進委員 11名
 - 1番 相川 義則 2番 平沢 善秀 3番 渡辺 恵智郎
 - 4番 佐久間 喜栄 5番 佐久間 正光 6番 山口 裕一
 - 7番 橋本 一三 8番 佐藤 義朗 10番 八木沼 孫一
 - 11番 菅野 栄章 12番 増子 義男
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
 - 議案第27号 現況確認証明申請について
 - 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第30号 三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
 - 7番 内藤 保次 委員 8番 門馬 稔治 委員

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第 27 号 現況確認証明申請について

議 長： 「議案第 27 号 現況確認証明申請について」を議題とします。

はじめにNo. 1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、沢石会館から西へ150mのところ です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした5番加藤委員が欠席のため事務局から現地調査の結果を報告してください。

事務局： 事務局現地調査報告

事務局： 1月8日午前10時から、加藤委員、佐久間喜栄推進委員、佐久間正光推進委員及び事務局で、現地調査を行い、申請書を確認しました。申請地は、2mを超える雑木や雑草が生い茂り、今後農地として活用できる見込みはないことから非農地証明の対象とされます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 2 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、鷹巣地内広域農道脇の野菜直売所の東側です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした3番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 7 日午前 9 時から、新田委員、山口推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。申請地は、2 m を超える雑木が生えており、今後農地として活用できる見込みはないことから非農地証明の対象とされます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、貝山地内お食事処やま喜から南東へ 5 0 m のところ です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 4 番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 4 番 大 内 将 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 6 日午前 1 0 時 3 0 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、一部作業用通路になっておりましたが、大部分が畑として適正に作付等が行われており、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 2 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、三春町企業局から北東へ 4 0 0 m のところと東へ 2 0 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 4 番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 4 番 大 内 将 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 6 日午前 1 1 時 3 0 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、一部山林と化している部分もありましたが、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、中郷小学校から北へ 3 0 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 2 番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 2 番 山 口 陽 一 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 6 日午前 1 0 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 4 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、No. 3 の南側です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 2 番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 2 番 山 口 陽 一 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 6 日午前 1 0 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 5 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、込木地区集会所から北東へ 2 0 0 m のところで
す。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 4 番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 4 番 大 内 将 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 6 日午前 1 1 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 6 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、実沢 5 区集会所から南西へ 4 0 0 m のところで
す。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 5 番加藤委員が欠席のため事務局から現地調査の結果を報告してください。

事務局： 事務局現地調査報告

委 員： 1 月 8 日午前 1 0 時 3 0 分から、加藤委員、佐久間喜栄推進委員と事務局で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 7 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地に賃借権を設定しようとするものです。
場所は、西方地内カフエnanaraから西へ 5 0 0 m のところ
です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 1 0 番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1 0 番 新 田 俊 男 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 7 日午前 1 0 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議案第 2 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 2 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo. 1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を駐車場に転用しようとするものです。
場所は楽内地内オールスター観光から東へ50mのところ
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 大内 将 委員、現地調査報告

委員： 1月6日午前10時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を道路、東側を宅地、南側を山林、西側を雑種地に囲まれています。
周囲に農地は無く、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われ
ます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第30号 三春町農用地利用集積計画について

議長： 「議案第30号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。

事務局： (議案朗読)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第10回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和6年度第10回三春町農業委員会を午後3時53分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

7 番委員 内藤 保次

8 番委員 門馬 稔治